

# 今後の権限移譲の基本的な考え方

平成26年5月



# 今後の権限移譲の基本的な考え方

## 目次

1	今後の権限移譲の基本的な考え方	・・・	1
	(1) 特例市並みの権限移譲の定着・充実	・・・	2
	(2) 新たな事務の移譲	・・・	3
	(3) 市町村の体制整備	・・・	5
2	権限移譲などの取組みに対する府の支援	・・・	6
	(1) 人的支援		
	(2) 財政措置		
	(3) その他	・・・	7
	別表1 「特例市並みの権限移譲」【重点取組】事務一覧		
	別表2 新たに市町村へ移譲する事務一覧		
	別表3 既に移譲している事務に係る付帯事務の追加		

# 1. 今後の権限移譲の基本的な考え方

大阪府・市町村分権協議会が平成26年3月に取りまとめた「市町村への権限移譲の推進に向けて」を踏まえ、今後の権限移譲を推進するために、3つのポイントを選定。

(1) 市町村優先の原則に基づき、

「特例市並みの権限移譲」の定着・充実

(2) 他府県における移譲実績を踏まえ、

現時点で移譲可能な事務を移譲

(3) 市町村の体制整備の推進

## (1) 「特例市並みの権限移譲」の定着・充実

基本スタンス： 「特例市並みの権限移譲」は、基礎自治体が担うべき事務として、積極的に移譲する

これまでの取組み実績を踏まえ、  
移譲率の高い事務や移譲効果の高い事務を「重点化」する

重点化対象事務： 42事務（別表1参照）

◆「移譲率の高い事務」の重点化 …… 39事務

多くの市町村で移譲済の事務を「移譲しやすい事務」と位置づけ、  
未移譲団体数が5団体（府内10町村の半数以上に移譲実績あり）になっている事務

◆「移譲効果の高い事務」の重点化 …… 3事務

申請者が住民で、処理件数が多数あり、専門職不要の事務を「移譲効果の高い事務」と位置づけた事務  
例：身体障がい者手帳の交付事務、精神障がい者保健福祉手帳交付事務、農地転用の許可事務

※以上の事務を、市町村との積極的な個別協議により移譲を推進

※『重点取組事務』以外の事務であっても、

市町村の発意を尊重し、「手挙げ方式」により移譲を推進 …… 24事務

## (2) 新たな事務の移譲 ①

「新たな事務の移譲」は、  
**他府県における移譲実績を踏まえ、現時点で移譲可能な事務を移譲する。**

移譲事務：計37事務（約500条項）

◆ 移譲する事務・・・31事務（別表2参照）

例：①動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置（動物の愛護及び管理に関する法律） ②土地区画改良の設立認可等（土地改良法）

◆ 既移譲事務に係る付帯事務の追加・・・6事務（別表3参照）

例：①事業計画等の修正の申告の受理等（土地区画整理法；既移譲事務：「区画整理会社の土地区画整理事業に係る認可・指揮監督等」No.89）

上記37事務のうち、市町村が受け入れやすい事務を中心に、

「重点取組事務」を設定・・・16事務

- ・「市町村事務・既移譲事務との関連性がある」事務（4事務）
- ・「市町村事務・既移譲事務との関連性はない」が、「専門職が不要」で「対象範囲が多く」「事務の発生が見込まれる」事務（6事務）
- ・既移譲事務に係る付帯事務の追加（6事務）

## (2) 新たな事務の移譲 ②

### ◆移譲の進め方

【大阪府】市町村種別（規模別）に応じた事務リストを提示

【市町村】事務リストを基に

「権限移譲実施計画（案）（H27～29年度の3年間）」を策定。

### ◆実施計画の策定

計画策定は市町村の発意（自主性）を尊重するため任意とする。

### 新たに市町村へ移譲する事務

分野	移譲する事務数（新規）【別表2】							既移譲事務に係る 付帯事務の追加 【別表3】	合計
	市町村種別ごとの提示数								
	政令市	中核市	特例市	一般市	町村	その他			
まちづくり・土地利用規制	5 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	5 (5)	10 (5)
医療・保健・衛生	5 (4)	2 (2)	3 (3)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	— (—)	— (—)	5 (4)
農林水産	18 (5)	16 (5)	16 (5)	15 (5)	15 (5)	16 (5)	1 (0)	1 (1)	19 (6)
環境	2 (1)	1 (1)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0)	— (—)	2 (1)
生活安全	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	— (—)	— (—)	1 (0)
合計	31 (10)	21 (8)	22 (9)	20 (7)	20 (7)	23 (7)	4 (0)	6(6)	37 (16)

※（ ）内数値は、「重点取組事務」数

※府が提示する上記事務以外の権限についても、「手挙げ方式」により移譲を検討する。

## (3) 市町村の体制整備

### ◆ 広域連携の推進

内部組織の共同設置や事務委託など、これまでの取組みを拡大

→ 未設置地域への設置や、既に設置済の地域での取組み分野を拡大

新たな制度を活用

→ 「連携協約」「事務の代替執行」制度の活用

### ◆ 新中核市移行支援

意向のある団体を積極的に支援（市町村の体制整備の推進）

※中核市制度と特例市制度の統合

特例市制度が廃止され、中核市指定要件が「人口20万以上」に変更される

## 2. 権限移譲などの取組みに対する府の支援

### (1) 人的支援

- ・府職員の出張・派遣・人事交流・市町村職員研修生の受入
- ・移譲前後における研修や説明会の実施【拡充】
- ・府OB（人材バンク）の活用【拡充】

### (2) 財政措置

- ①「大阪版地方分権推進制度実施要綱」に基づく移譲事務交付金による支援  
（年間処理件数に応じた額及び1事務あたり6時間の人件費を固定経費として交付）
- ②市町村振興補助金による支援【拡充】  
「特例市並みの権限移譲」や「新たな権限移譲」、「広域連携への取組み」等に対するインセンティブとして支援を行う（政令市及び不交付団体を除く）



### (3) その他

## ・「地域ブロック会議（仮称）」の設置・運用

#### ◎目的

移譲事務の円滑な処理やさらなる権限移譲及び広域連携の推進を図るためのきめ細やかなサポートを行う仕組みとして地域ブロックごとに大阪府と市町村で構成する「地域ブロック会議（仮称）」を設置

#### ◎役割

市町村からの意見や要請などの声を吸い上げ、市町村間の広域連携の推進や情報共有体制構築に係るコーディネートなど、各地域における課題解決に向けたきめ細やかなサポートを行うための「窓口」機能を担う

#### ◎運用

- ・府・市町村、分権担当課・事業課間での情報（課題等）・ノウハウの共有
- ・未移譲事務（分野）について、移譲実績のある他地域における取組み状況を先進事例として情報提供

# 【別表1】「特例市並みの権限移譲」【重点取組】事務一覧【第1フェーズ】（42事務）

## NO.1

分野	事務名称	法令名	法定権限	未移譲 団体数	備考
生活	高圧ガス保安法に基づく許認可等	高圧ガス保安法	府	2	
生活	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許認可等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 同法施行令	府	2	
生活	火薬類製造販売営業の許可等	火薬類取締法 同法施行規則	府	2	
生活	特定非営利活動法人の設立の認証等	特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令	政令市	5	
福祉	児童福祉施設（保育所、児童館）設置にかかる認可等	児童福祉法 同法施行規則	中核市 (児童館は、 政令市)	5	
福祉	児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）設置にかかる認可等	児童福祉法 同法施行規則	中核市	5	
福祉	認可外保育施設からの届出の受理等	児童福祉法	中核市	5	
福祉	身体障がい者手帳の交付	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令 児童福祉法	中核市	14	「移譲効果の高い事務」
福祉	精神障がい者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	政令市	13	「移譲効果の高い事務」
福祉	特別養護老人ホーム（定員29人以下）の設置の認可	老人福祉法	中核市	3	
福祉	社会福祉法人の設立認可等	社会福祉法	市	1	
福祉	社会福祉事業（老人福祉センター）開始の届出の受理等	社会福祉法	中核市	2	
福祉	社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）開始の届出の受理等	社会福祉法	中核市	1	
福祉	社会福祉事業（隣保事業）開始の届出の受理等	社会福祉法	市	3	
公害	騒音規制法に係る規制基準設定事務等	騒音規制法 同法17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令	市	3	
公害	振動規制法に係る規制基準設定事務等	振動規制法 同法施行規則	市	3	
公害	悪臭防止法に係る規制基準設定事務等	悪臭防止法	市	3	
公害	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	環境基本法	市	3	
まち	農用地区域内における開発行為の許可等	農業振興地域の整備に関する法律	府	5	
まち	農地転用の許可等	農地法 同法施行令 同法施行規則	府	20	「移譲効果の高い事務」
まち	都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区に関する事務	都市緑地法	市	1	

別表1-1

# 【別表1】「特例市並みの権限移譲」【重点取組】事務一覧【第1フェーズ】 (42事務)

## NO.2

分野	事務名称	法令名	法定権限	未移譲 団体数	備考
まち	地方公共団体等の土地の買取り希望の届出受理等	公有地の拡大の推進に関する法律	市	1	
まち	国土利用計画法に基づく事後届出等に関する事務	国土利用計画法	政令市	2	
まち	遊休土地に関する事務	国土利用計画法	政令市	2	
生活	砂利採取時における採取計画の認可	砂利採取法	府	4	
まち	路外駐車場設置（変更）の届出の受理等	駐車場法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市	2	
まち	特定都市河川浸水被害対策法に関する事務	特定都市河川浸水被害対策法	特例市	3	
まち	宅地造成工事規制区域指定等	宅地造成等規制法	特例市	5	
まち	終身建物賃貸借事業の認可等	高齢者の居住の安定確保に関する法律	中核市	2	
まち	優良住宅の認定等	租税特別措置法 同法施行令	府	3	
まち	マンション建替事業に係る認可、指導監督等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 同法施行令	市	2	
まち	個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可・指導監督等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 同法施行令	特例市	2	
まち	施設住宅等の区分所有者相互の事項に係る管理規約の認可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	特例市	3	
まち	住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	特例市	1	
まち	組合が行う住宅街区整備事業に係る認可・指導監督等	組合が行う住宅街区整備事業に係る認可(組合設立、換地計画)、指導監督等	特例市	2	
まち	土地区画整理促進区域内等における土地の買取申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 同法施行令	特例市	1	
まち	再開発事業計画の認定等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	特例市	3	
まち	区画整理会社の土地区画整理事業の認可・指導監督等	土地区画整理法	特例市	4	
まち	個人の土地区画整理事業の認可・指導監督等	土地区画整理法	特例市	4	
まち	組合の土地区画整理事業の認可・指導監督等	土地区画整理法 同法施行令	特例市	4	
まち	土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等	土地区画整理法	特例市	3	
まち	防災街区計画整備組合の設立の認可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	特例市	3	

## 【別表2】新たに市町村へ移譲する事務一覧【第2フェーズ】

### ◆ 新規移譲事務のうち「重点取組事務」（10事務）

分野	事務名称	法令名 (※は、移譲済の法令)	法定 権限	移譲対象	重点 取組	既事務 関連
保健	遊泳場の開設許可、供用開始の届出	遊泳場条例 (※)	府	政令・中核市	◎	★
保健	犬、猫及び特定動物以外の引取り等	動物の愛護及び管理に関する法律 (※) 動物の愛護及び管理に関する条例 (※)	政令市	中核市	◎	★
保健	動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置	動物の愛護及び管理に関する法律 (※)	中核市	全市町村 (政令・中核除く)	◎	
保健	獣医師法に基づく獣医師の届出受理	獣医師法	府	全市町村	◎	
農林	農薬販売業の届出等	農薬取締法	府	全市町村	◎	
農林	肥料販売業の届出等	肥料取締法	府	全市町村	◎	
農林	土地改良区の設立認可・指導・検査、土地改良事業に関する認可、換地計画の認可等	土地改良法 大阪府土地改良法施行規則	府	全市町村	◎	
農林	緑化計画書の勧告等	自然環境保全条例	府	全市町村 (一部市除く)	◎	★
農林	農事組合法人に係る指導監督事務	農業協同組合法	府	全市町村	◎	
環境	廃棄物再生事業者の登録に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	府	政令・中核市	◎	★

別表2-1

## 【別表2】新たに市町村へ移譲する事務一覧【第2フェーズ】

### ◆ 新規移譲事務のうち「重点取組事務」を除く事務（21事務）

分野	事務名称	法令名 (※は、移譲済の法令)	法定権限	移譲対象
まち	都市施設又は現況調査に係る既存施設への立入調査、勧告及び公表等	福祉のまちづくり条例（※）	府	特定行政庁
まち	一般自動車道に係る測量・調査・工事等に伴う他人の土地への立入許可に関する事務	道路運送法	府	全市町村
まち	風致地区内における行為許可・指導監督に関する業務	大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（※）	一般市	町村
まち	建築環境配慮にかかると事務等	温暖化の防止等に関する条例	府	中核市程度
まち	拠点整備促進区域内における土地の買取り等に関する事務	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（※）	一般市	町村
保健	化製場等の設置など各種許可、立入検査、報告徴収等	化製場等に関する法律	中核市	全市町村 (政令・中核除)
農林	農地転用許可に係る大臣協議等	農地法（※）	府	全市町村
農林	果樹園経営計画の認定、報告の徴収	果樹農業振興特別措置法	府	全市町村
農林	エコファーマーの認定	持続性の高い農業生産方式導入促進に関する法律	府	全市町村
農林	都市緑地法に基づく緑地保全計画の策定等	都市緑地法（※）	一般市	町村
農林	緑地管理機構の指定等	都市緑地法（※）	府	全市町村
農林	生産事業者の登録、登録証交付、立入検査等	林業種苗法	府	全市町村
農林	分収林契約締結の斡旋（募集）、届出受理、勧告、報告徴収等	分収林特別措置法	府	全市町村
農林	入会林野整備計画の認可、意見聴取、調停等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	府	全市町村
農林	生産森林組合の設立認同等	森林組合法	府	全市町村
農林	水産業協同組合の検査指導監督	水産業協同組合法	府	特定市町
農林	輸出水産物を製造する事業場の登録、登録後の変更等に関する事務	輸出水産物の振興に関する法律	府	全市町村
農林	家畜市場の登録等	家畜取引法	府	全市町村
農林	家畜排せつ物の管理に係る指導等 処理高度化施設整備計画の認定	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	府	政令・中核市
環境	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(地下水採取)に係る許可等事務	工業用水法 大阪府生活環境保全条例	府	特定市町
生活	ふ化業者の登録事務等	養鶏振興法	府	全市町村

別表2-2

## 【別表3】既に移譲している事務に係る付帯事務の追加〔第2フェーズ〕

### ◆ 「重点取組事務」(6事務)

分野	事務名称	法令名 (※は、移譲済の法令)	法定 権限	移譲対象	重点取 組
まち	事業計画等の修正の申告の受理等	土地区画整理法 (※)	特例市	移譲済市町村 (No.89)	◎
まち	施行者の名称等の公告及び図書の送付	土地区画整理法 (※)	特例市	移譲済市町村 (No.89)	◎
まち	住宅造成事業の施行地区内の建築承認	住宅地造成事業に関する法律 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律	政令市	河内長野市 (No.68)	◎
まち	第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域における大規模小売店舗変更届出受理	中心市街地の活性化に関する法律	政令市	移譲済市町村 (No.36)	◎
まち	総合化事業計画における販売施設の同意	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等 及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	特例市	市街化調整区域の開 発許可等の権限を受 けている市町 (No.68)	◎
農林	総合化事業計画の認定に係る同意	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等 及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	府	移譲済市町村 (No.50)	◎